

堺市自殺対策推進計画(第3次)

【別冊】

令和4年(2022年)3月

■本市における基本方針別取組施策(具体的事業)一覧 ※令和4年3月現在

本市における基本方針別の取組施策(具体的事業)の概要について以下に記載しています。

「重点施策」については、堺市自殺対策推進計画(第3次)の32ページに記載されている「今後取り組むべき課題と重点施策」に関連する施策としています。

また、自殺対策を推進する上で、継続的に実施することが望ましい施策を「基本施策」としています。

基本方針1 自殺問題に関する市民の理解の促進

(1) うつ病などのこころの病気や自殺問題に関する啓発の推進

	事業名	事業概要	所管部局	課
1	【★重点】 自殺予防週間及び自殺対策強化 月間等における啓発事業	「広報さかい」への記事掲載やポスター等の掲 示により、自殺予防週間や自殺対策強化月間 の周知に努めます。また、自殺対策に関するポ スターを駅や施設に掲示、各区役所において 懸垂幕の掲揚や啓発パネル展を実施するなど、 自殺や自殺関連問題についての正しい知識の 普及を推進します。	健康福祉局	精神保健課
2	【★重点】 相談機関一覧(悩み相談)の作成	各種相談一覧(悩み相談)を作成し、相談機関 相互の連携と周知を図ります。	健康福祉局	精神保健課
3	【★重点】 広報メディアの積極的な活用	ホームページや「広報さかい」など様々な広報 媒体各種マスメディアを積極的に活用して、 普及啓発活動を推進します。	健康福祉局	精神保健課
4	【★重点】 自殺対策に関するホームページ の充実	自殺対策のホームページに、自殺の現状、基礎 知識、うつ病に関する知識、働く人のメンタル ヘルス対策の情報や各種相談機関の情報等を 掲載するなど、ホームページ情報の充実を図 ります。	健康福祉局	精神保健課
5	【★重点】 依存症対策における自殺予防に 関する啓発	依存症対策に関する啓発の場面において、自 殺予防に関する正しい知識等についての啓発 を推進します。	健康福祉局	精神保健課
6	【基本】 生涯学習まちづくり出前講座	市政に対する市民の理解を深めるために行政 の取組や施策等について市職員が地域に出向 き、講座形式で説明を行います。うつ病に対す る啓発やこころの健康増進を目的とした、「こ ころの健康講座～ストレスと上手につきあう コツ～」、自殺予防の啓発を目的とした「みん なで支えよう大切ないのち～ゲートキーパー になろう～」の2講座を提供します。	市民人権局	生涯学習課
7	【基本】 産後のメンタルヘルスの啓発	マタニティブルーや産後うつ病について、母 子健康手帳副読本やホームページ等で情報提 供を行います。妊娠届出をされた方全員に保 健師が面接を行い、支援の必要な方を把握し、 適切な支援を行うことにより、育児負担の軽 減に努めます。	子ども 青少年局	子ども 育成課

(2) 自殺統計の分析と情報提供等の充実

	事業名	事業概要	所管部局	課
8	【★重点】 自殺に関する統計資料等に関する分析	自殺に関する各種統計(人口動態統計、警察庁統計等)について、経年的に把握し、大阪府警察本部より毎月の自殺者数について報告を受けることにより、そのリスク要因に関する分析を行います。	健康福祉局	精神保健課
9	【★重点】 本市における自殺の現状等情報提供体制の充実	人口動態統計及び警察庁統計を活用することにより、本市の自殺の状況を経年的に把握して分析し、毎年の状況をホームページ等で公開します。	健康福祉局	精神保健課
10	【★重点】 大阪府自殺対策審議会への参画や大阪府・大阪市等の広域的な連携	大阪府自殺対策審議会に参画し、大阪府・大阪市等関係自治体と広域的に連携し、普及啓発等を行っていくことにより、効果的な自殺対策を推進していきます。	健康福祉局	精神保健課
11	【★重点】 「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」への参画や全国自治体との連携	「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」へ参画し、情報や意見を交換しながら対策を検討し、効果的な先進事例については本市に取り入れるなど、全国自治体との連携を図ります。	健康福祉局	精神保健課
12	【基本】 健康さかい21 健康支援事業	各区保健センターの健康情報コーナーや地域等で、健康さかい21のパネル展示やパンフレット、ストレスチェック票等を配布するなど、心身の健康に関する事項について、正しい知識を普及することにより、健康の保持増進を図ります。	健康福祉局	健康医療推進課

基本方針2 自殺予防のための環境の充実

(1) 職域における取組体制の充実

	事業名	事業概要	所管部局	課
13	【★重点】 職域連携推進事業	市内の事業所の労働者や労務担当者等を対象に、ストレスの対処法やうつ病等に関する知識や復職支援等に関する研修会を開催します。また、各事業所を対象に、啓発リーフレットを配布するなど、事業所でのメンタルヘルス対策を推進します。	健康福祉局	精神保健課
14	【基本】 労働相談事業	専門の相談員が勤労者や事業主が抱える雇用・労働問題に対し、労働に関する法令や制度などの情報を提供しながら適切な助言を行い、雇用・労働問題の解決を支援します。	産業振興局	雇用推進課
15	【基本】 経営相談事業	堺商工会議所に、税務・経理・事業承継・法律・労務管理・IT支援等に関する相談窓口を設置し、中小企業者の経営に関する諸問題の解決を行います。	産業振興局	商業流通課
16	【基本】 中小企業金融対策	民間金融機関からの資金調達が困難な事業者に対し、セーフティネット融資を中心とした融資制度を実施します。	産業振興局	ものづくり支援課

(2) 学校における取組体制の充実

	事業名	事業概要	所管部局	課
17	【★重点】 いじめ・暴力防止(CAP)プログラム事業	子どもが自分自身の大切さを自覚し、危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きるための力を養います。	教育委員会事務局	生徒指導課
18	【★重点】 スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を、スクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行い、児童生徒のいじめ問題や不登校、問題行動に対して適切に対応し、こころの健康を維持できるようにします。	教育委員会事務局	生徒指導課
19	【★重点】 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	児童生徒を取り巻く諸問題の解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークを活用し、児童生徒に対して様々な支援を行います。	教育委員会事務局	生徒指導課
20	【★重点】 生徒指導支援事業	市立の小学校(4年～6年)、中学校、高等学校、支援学校に通う児童生徒を対象に、無料コミュニケーションアプリ「LINE」を使い、いじめに関する相談や学校生活に関する相談を受ける窓口を設置し、問題の早期発見に取り組みます。	教育委員会事務局	生徒指導課
21	【★重点】 SAFEプログラム	「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子どもの安全と、子ども自身が自ら守るためのスキルを身につけることを目的とする教育プログラムを実施します。	教育委員会事務局	生徒指導課
22	【★重点】 教育相談事業	学校教育に必要なカウンセリング技能の習得を図るために、学校カウンセリング中級講座等の教職員に対するトレーニングを実施し、いじめの未然防止・不登校の解決に向けて、子どもが命の大切さを実感できる教育の支援を行います。	教育委員会事務局	企画相談課
23	【★重点】 教職員研修事業 教育相談事業(いじめ防止研修)	教職員を対象に、性的マイノリティへの配慮など、教職員の人権意識の高揚を図り、いじめに関する未然防止や早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する研修を実施します。	教育委員会事務局	能力開発課 企画相談課
24	【★重点】 学校教育ICT化推進事業	インターネットや携帯電話、スマートフォンの健全な利用、ネットいじめ防止等、児童生徒への情報モラル指導を担う教職員の力量を高めるため、情報モラル指導に係る研修を実施します。	教育委員会事務局	学校ICT化推進室
25	【★重点】 スクールサポートチーム派遣事業	学級崩壊、問題行動及びいじめ・不登校など、学校の喫緊の課題に対し、緊急・集中的にスクールサポートチームを派遣し、問題の早期解決を図ります。	教育委員会事務局	生徒指導課

	事業名	事業概要	所管部局	課
26	【★重点】 生徒指導アシスタント	児童生徒の悩みなどを聞き、学校生活におけるストレスを和らげ、こころのゆとりを持てる学校環境の整備のため、教職員を補助する生徒指導アシスタントを小中学校に配置します。	教育委員会 事務局	生徒指導課
27	【★重点】 教育相談事業(こころホーン)	教育センターにおいて24時間受付の電話による教育相談の体制をとることで、不安を抱える子どもや保護者を支援し、関係機関との連携を図りながら緊急対応をとることによりケアを図ります。	教育委員会 事務局	企画相談課

(3) 地域における取組体制の充実

	事業名	事業概要	所管部局	課
28	【★重点】 校区ボランティアビューロー 設置事業	地域会館等身近なところで、気軽に地域や福祉に関する情報を入手したり、地域の課題を話し合ったり、悩み事を打ち明けたりできるような「情報交換・相談・集いの拠点」をつくることで人のつながりをつくり、地域力の向上を図ります。	健康福祉局	長寿支援課
29	【★重点】 高齢者総合相談支援業務	市内28か所ある地域包括支援センターにおいて、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から援助を行う高齢者総合相談支援業務を行います。こころの健康に不安のある高齢者については、保健センター等関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	健康福祉局	長寿支援課
30	【★重点】 精神保健福祉相談	保健センターにおいて、精神保健福祉士等によるこころの健康やこころの病気に関する相談を受けています。相談内容に応じて、治療の促進や社会復帰に向けた支援等、関係機関と連携しながら支援を行います。また、精神科医師による定例相談を実施しています(予約制)。	健康福祉局	精神保健課
31	【★重点】 いのちの相談支援事業	警察署や消防局(救急隊)、救急告示病院の協力のもと、自殺未遂者もしくはその家族等に対し、自殺未遂に至った悩みの原因を整理し、電話・来所・訪問など、継続的な相談支援を実施し、必要に応じて関係機関の相談窓口への同行を行うなど、「生きることの包括的支援」を推進します。	健康福祉局	こころの 健康センター
32	【★重点】 いのちの相談支援事業との連携	消防局(救急隊)で取り扱った自損事故事案のうち、自殺念慮が認められる事案に関して、リーフレットを配布し、こころの健康センター内の専門相談窓口(いのちの応援係)を紹介します。また、消防局から健康福祉局への情報提供に本人又はその家族の同意があった場合、情報提供を行い連携を図ります。	消防局	救急課
33	【★重点】 相談機関一覧(悩み相談)の作成	【No.2再掲】	健康福祉局	精神保健課

	事業名	事業概要	所管部局	課
34	【基本】 ダブルケア支援	子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯(ダブルケア)の負担軽減と、介護離職を防ぎます。	健康福祉局	長寿支援課
35	【基本】 高齢者保健福祉月間	9月を「高齢者保健福祉月間」とし、高齢者の生きがい、健康保持や向上を図るための取組を進めます。	健康福祉局	長寿支援課
36	【基本】 介護予防普及啓発事業	高齢者に対し、介護予防に関する事業(げんきあっぷ教室、介護予防・健康教室等)を実施します。また、介護保険の非該当となった閉じこもり、認知症、うつ等の恐れがある高齢者を対象に、訪問等による支援を実施します。	健康福祉局	長寿支援課
37	【基本】 さかいJOBステーション事業	15～39歳までの若年者と全年齢の女性を対象に、就職支援や職場定着支援を実施しています。	産業振興局	雇用推進課
38	【基本】 地域就労支援事業	働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者等(障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者等)を対象に、就労相談事業や職業能力開発事業を行います。	産業振興局	雇用推進課
39	【基本】 精神障害者社会復帰 グループワーク	回復途上にある精神障害者が、同じ障害を抱えた人たちと交流することによって「自信」や「生きがい」等を取り戻し、自立や社会参加のきっかけとすることを支援します。	健康福祉局	精神保健課
40	【基本】 生涯学習まちづくり出前講座	【No.6再掲】	市民人権局	生涯学習課
41	【基本】 子ども相談所(児童相談所)	18歳未満の児童に関するさまざまな問題(養護・非行・虐待・障害・健全育成等)について相談、調査、判定、指導、措置等を行います。また、児童の状況により各種相談機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	子ども 青少年局	家庭支援課
42	【基本】 堺市ユース サポートセンター事業	ひきこもり、不登校、ニート、非行など困難を抱える子ども青少年及びその保護者からの総合相談窓口と、また自立に向けた支援プログラムやセミナーの開催、居場所の提供などを行います。	子ども 青少年局	子ども 家庭課
43	【基本】 ひきこもり専門相談事業	ひきこもり状態で悩む本人及び家族等の孤立化・問題の深刻化を防ぐため、個別の事情を把握し適切な支援を利用できるように、精神保健福祉士、心理士、保健師等の専門職による相談を行っています。また、家族教室やグループワークの実施、他機関との連携等を行います。	健康福祉局	こころの 健康センター

	事業名	事業概要	所管部局	課
44	【基本】 ひきこもり 地域支援センター事業	ひきこもりで悩む本人、家族等の孤立化、問題の長期化を防ぐため、こころの健康センター内に「ひきこもり地域支援センター(成人期)」を設置し、ひきこもり問題に関する普及啓発及び専門回線による電話相談の実施や各関係機関のネットワーク強化及び研修の実施による支援体制の整備を行います。 また、ひきこもりサポーター養成・派遣事業として、ひきこもり経験のある当事者に対して研修を実施し、「ピアサポーター」として登録を行い、各種ひきこもり支援事業に活用することで、支援の強化を図ります。	健康福祉局	こころの健康センター

基本方針3 自殺の要因軽減のための支援体制の強化

(1) 人材の養成および支援者への支援

	事業名	事業概要	所管部局	課
45	【★重点】 ゲートキーパー事業	悩んでいる人に寄り添い、気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するため、市民をはじめ、関係機関・団体、市職員等に対してゲートキーパー研修を行います。	健康福祉局	こころの健康センター
46	【★重点】 相談機関研修	市内の相談支援機関に従事する職員に対し、自殺の要因となり得る精神疾患や自殺の問題に関する知識等を深めるための研修を行います。また、研修を通じて連携強化を図り、これらの職員が対応に苦慮し孤立することのないよう支援者への支援を行います。	健康福祉局	こころの健康センター
47	【★重点】 かかりつけ医等 心の健康対応力向上研修	内科医等のかかりつけ医を対象に、うつ病等の精神疾患に関する知識や診断・治療技術を習得し、地域精神科医との連携を推進するための研修を実施します。	健康福祉局	精神保健課
48	【★重点】 職域連携推進事業	【No.13再掲】	健康福祉局	精神保健課
49	【基本】 介護人材確保・育成支援事業	高齢化社会の進展により介護人材の不足が懸念される中、高齢者の心身を支える介護サービスの質の維持・向上を図るため、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けた介護事業者への支援を行います。	健康福祉局	長寿支援課

(2) 相談支援体制の充実

	事業名	事業概要	所管部局	課
50	【★重点】 かかりつけ医等 心の健康対応力向上研修	【No.47再掲】	健康福祉局	精神保健課

	事業名	事業概要	所管部局	課
51	【★重点】 精神保健福祉相談	【No.30再掲】	健康福祉局	精神保健課
52	【★重点】 薬物・ギャンブル等 依存専門相談事業	覚醒剤・大麻などの違法薬物や、ギャンブル等の依存症者の孤立化・問題の深刻化を防ぐため、依存状態にある本人及び家族等の相談に応じ、適切な情報提供、他機関との連携等を行い、回復のためのプログラムを実施します。	健康福祉局	こころの健康センター
53	【★重点】 こころの電話相談	「こころの健康について不安を感じる」「医療機関や相談機関の情報を教えて欲しい」「福祉サービスなどが知りたい」など、こころの悩みに関する相談に対応します。	健康福祉局	こころの健康センター
54	【★重点】 女性の悩みの相談	カウンセラーによる女性のための「女性の悩みの相談」です。女性が抱える不安や悩みの相談に、カウンセラーが女性の視点にたったカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として実施します。	市民人権局	男女共同参画推進課
55	【★重点】 女性相談事業	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に女性相談員を配置し、女性の様々な悩みに対して相談・指導・助言を行い、必要に応じて、堺市配偶者暴力相談支援センターや大阪府女性相談センター・警察等関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。	子ども青少年局	子ども家庭課
56	【基本】 大規模災害等における こころのケア	震災等の大規模災害発生時において、被災者のストレス、こころの健康に関する不安等を軽減するために「こころのケア」に関する相談体制を整備します。	健康福祉局	精神保健課
57	【基本】 法律相談	弁護士による無料の相談窓口を各区役所に設置し、離婚や相続、遺言、債権・債務に係る問題などの解決に向け、市民生活上の法律問題に関する相談を実施します。	市民人権局	市民人権総務課
58	【基本】 市民相談・人権相談	市民が気軽に相談できる場として、各区役所に市民相談窓口を設置し、日常生活の中で起こる様々な問題(簡易な法的問題を含む)や人権の問題に関する相談に応じ、問題解決のための助言を行います。	市民人権局	市民人権総務課
59	【基本】 犯罪被害者等支援総合相談	犯罪被害者や家族等が、被害後に直面する様々な悩みに対して相談を実施し、相談内容に応じた支援施策や関係機関の紹介を実施します。	市民人権局	市民協働課
60	【基本】 消費生活相談事業	消費生活センターにおいて、専門相談員による消費生活相談を行い、消費生活に必要な商品やサービスについての苦情や相談を受け、解決するための適切な助言を行います。	市民人権局	消費生活センター

	事業名	事業概要	所管部局	課
61	【基本】 男性の悩みの相談	男性カウンセラーによる男性のための「男性の悩みの相談」です。仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、男性カウンセラーがカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として実施します。	市民人権局	男女共同 参画推進課
62	【基本】 精神障害者24時間医療相談事業 おおさか精神科救急ダイヤル	24時間体制による市民からの精神科の受診・入院等の医療相談に対応し、症状の緩和が図れるよう適切に対応し、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行います。	健康福祉局	精神保健課
63	【基本】 精神科救急医療体制整備事業	病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備し、平日夜間及び休日は24時間体制で精神科救急医療対応を行うことにより、疾患の重篤化の軽減及び適切な医療との連携を図ります。また、平成27年度から、身体科合併症患者を受け入れるシステムが導入されています。	健康福祉局	精神保健課
64	【基本】 相談機関ネットワークの充実	研修会や相談機関一覧などを積極的に活用することにより、相談機関同士の連携を促進し、多種多様な悩みを持った人を適切な相談機関につなげるための取組を推進します。	健康福祉局	精神保健課
65	【基本】 堺市配偶者暴力相談支援 センター(女性相談事業【再掲】)	専門相談員が配偶者等からの暴力(DV)について相談を受け、適切な支援機関などを紹介したり、自立を支援するための制度・一時保護施設等の利用・保護命令制度の利用などについての情報提供、助言、連絡調整など、各区女性相談員、大阪府女性相談センター・警察等関係機関と連携して支援を行います。	子ども 青少年局	子ども 家庭課
66	【基本】 ひとり親相談事業	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父母や寡婦について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、各種相談員や保健センター等の関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	子ども 青少年局	子ども 家庭課
67	【基本】 家庭児童相談員による相談事業	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、18歳未満の児童に関する諸問題(養護・非行・虐待・障害・健全育成等)について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、子ども相談所や教育委員会等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。	子ども 青少年局	子ども 家庭課
68	【基本】 男女共同参画センター相談	市民のセーフティネットとして女性差別をはじめとする人権に関する各種相談を実施し、男女共同参画社会の実現を図ります。相談内容に応じて、各種関係機関と連携をとり解決にあたり、必要に応じて弁護士相談を行います。	市民人権局	男女共同 参画センター

	事業名	事業概要	所管部局	課
69	【基本】 生活困窮者自立相談支援事業 (堺市生活・仕事応援センター 「すてっぷ・堺」)	経済的要因等により生活に困窮すると精神的に不安を抱えることが多くなるため、各関係機関と連携を密にすることで生活困窮者を早期に発見し、きめ細やかな相談支援・就労支援を行います。	健康福祉局	地域共生推進課
70	【基本】 子ども相談所(児童相談所)	【NO.41再掲】	子ども青少年局	家庭支援課
71	【基本】 堺市ユースサポートセンター事業	【NO.42再掲】	子ども青少年局	子ども家庭課
72	【基本】 ひきこもり専門相談事業	【NO.43再掲】	健康福祉局	こころの健康センター
73	【基本】 ひきこもり地域支援センター事業	【NO.44再掲】	健康福祉局	こころの健康センター
74	【基本】 「難病患者支援センター」事業	難病患者及び家族が気軽に集い交流し、療養生活や社会生活などに必要な情報を得るための場として「難病患者支援センター」を運営し、講演会、交流会、ピアカウンセリングを実施するなど、患者交流を中心とした取組を支援します。	健康福祉局	保健医療課
75	【基本】 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業で、産後の育児不安や育児ストレス等を早期に発見し、必要な方に適切な支援を行うことにより、育児負担の軽減に努めます。	子ども青少年局	子ども育成課
76	【基本】 性暴力被害 心理カウンセリング事業	性暴力被害を受けた方への専門的な心理カウンセリングを実施します。	健康福祉局	こころの健康センター

基本方針4 自死遺族等及び自殺未遂者への支援強化

(1) 自死遺族等への支援

	事業名	事業概要	所管部局	課
77	【★重点】 自死遺族相談支援事業	自死遺族等を対象に、自死遺族等の悲嘆的状况のケア及び社会復帰の支援、二次的な自死を防止するために相談支援事業を実施します。	健康福祉局	こころの健康センター
78	【★重点】 自死遺族等のための自助グループなどとの連携や支援	自死遺族等のための自助グループとの連携を図ることにより、自死遺族等のこころの回復に寄与していきます。また、その活動を支援します。	健康福祉局	精神保健課
79	【★重点】 自死遺族等のための情報提供の推進	自死遺族等のための相談窓口を掲載したパンフレット等をさまざまな機会を通じて配布するなどの情報提供を行います。	健康福祉局	精神保健課

(2) 自殺未遂者への支援

	事業名	事業概要	所管部局	課
80	【★重点】 いのちの相談支援事業	【No.31再掲】	健康福祉局	こころの健康センター
81	【★重点】 自殺未遂者ケア研修	警察・救急隊・救急告示病院に従事している職員に対し、自殺未遂者ケアのポイント等を深めるための研修を行います。また、研修を通じて連携強化を図り、これらの職員が対応に苦慮し孤立することのないよう支援者への支援を行います。	健康福祉局	こころの健康センター
82	【★重点】 いのちの相談支援事業との連携	【No.32再掲】	消防局	救急課
83	【★重点】 精神保健福祉相談	【No.30再掲】	健康福祉局	精神保健課
84	【基本】 精神科救急医療体制整備事業	【No.63再掲】	健康福祉局	精神保健課
85	【基本】 精神障害者24時間医療相談事業 おおさか精神科救急ダイヤル	【No.62再掲】	健康福祉局	精神保健課

※市の事業については、今後変更(廃止や事業内容の変更等)の可能性がります。
最新の情報については、市ホームページをご参照ください。

■堺市自殺対策連絡懇話会関係資料

堺市自殺対策連絡懇話会開催要綱

令和3年4月1日制定

1 目的

自殺対策について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市自殺対策連絡懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 自殺対策に関する事項

3 構成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する15人以内の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 医師、保健師その他これらに類する者
- (2) 学識経験者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 警察その他の行政機関に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱(令和2年制定)の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間とする。

9 庶務

懇話会の庶務は、精神保健課において行う。

堺市自殺対策連絡懇話会委員名簿（五十音順）【敬称略】

	あきもと 秋元 さつき	堺市民生委員児童委員連合会 理事
	いいだ ようこ 飯田 陽子	堺市医師会（堺地域産業保健センター）
	えぐち まさお 恵口 政男	認定NPO法人国際ビフレンダーズ 大阪自殺防止センター 所長
	かさい のぶひと 葛西 信均	大阪府北堺警察署 生活安全課長
	くまもと えいすけ 隈元 英輔	堺経営者協会 専務理事 事務局長
	さとう 佐藤 まどか	グリーフサポート・リヴ 代表理事
	しむら まさし 志村 雅史	堺労働基準監督署 副署長
	たなべ よしみ 田邊 良己	堺市医師会(産業保健担当)
	なかむら よしあき 中村 芳昭	堺市医師会(精神科医会担当)
座長	なしたに たつや 梨谷 竜也	大阪府臨床心理士会 会長
職務代理	ひらの たかのり 平野 孝典	桃山学院大学 社会学部 准教授
	べいか しの 米花 紫乃	地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
	やまだ はるひこ 山田 治彦	大阪弁護士会 山田・長田法律事務所

※令和4年3月現在

関係者 健康福祉局健康部 こころの健康センター所長
教育委員会事務局学校教育部長
消防局次長兼救急部長

■自殺対策庁内連絡会（庁内部署一覧）

局	部	課
市民人権局	市民生活部	市民人権総務課
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども企画課
子ども青少年局	子ども相談所	家庭支援課
産業振興局	商工労働部	雇用推進課
教育委員会事務局	学校教育部	生徒指導課
教育委員会事務局	教育センター	企画相談課
消防局	救急部	救急課
健康福祉局	生活福祉部	地域共生推進課
健康福祉局	生活福祉部	生活援護管理課
健康福祉局	長寿社会部	長寿支援課
健康福祉局	健康部	健康医療推進課
健康福祉局	健康部	こころの健康センター【事務局】
健康福祉局	健康部	精神保健課【事務局】

※令和4年3月現在

■こころの悩み相談一覧

こころの健康センター	<ul style="list-style-type: none"> ●電話相談：「こころの電話相談」 ☎072-243-5500 平日9:00～12:00、12:45～17:00 ●専門相談：「ひきこもり相談」「薬物依存相談」 「ギャンブル等依存相談」「自死遺族相談」 「性暴力被害カウンセリング」 ※予約制 ☎072-245-9192 平日9:00～17:30 		
各区 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健福祉相談 (こころの健康、こころの病気についての相談) 精神科医師による定例相談あり。 ※予約制 		
	堺 区	堺保健センター	☎072-238-0123
	中 区	中保健センター	☎072-270-8100
	東 区	東保健センター	☎072-287-8120
	西 区	西保健センター	☎072-271-2012
	南 区	南保健センター	☎072-293-1222
	北 区	北保健センター	☎072-258-6600
美原区	美原保健センター	☎072-362-8681	

こころの健康相談 統一ダイヤル	●電話相談：☎0570-064-556 9:00～12:00、12:45～17:00(土日祝、年末年始除く) ※夜間相談18:30～22:30(受付22:00まで。土日祝除く)
関西いのちの電話	●電話相談：☎06-6309-1121 24時間365日
大阪自殺防止センター	●電話相談：☎06-6260-4343 金曜日13:00～日曜日22:00
おおさか精神科 救急ダイヤル	●電話相談：夜間・休日の精神科救急医療機関などのご案内 ☎0570-01-5000 平日17:00～翌朝9:00 土・日・祝・年末年始9:00～翌朝9:00
おおさか依存症 土日ホットライン	●電話相談：0570-061-999 毎週土・日曜日13:00～17:00

※令和4年3月現在

そのほかの相談窓口

堺市ホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。
右のバーコードを読み取るか下記のように検索してください。

堺市 相談機関一覧

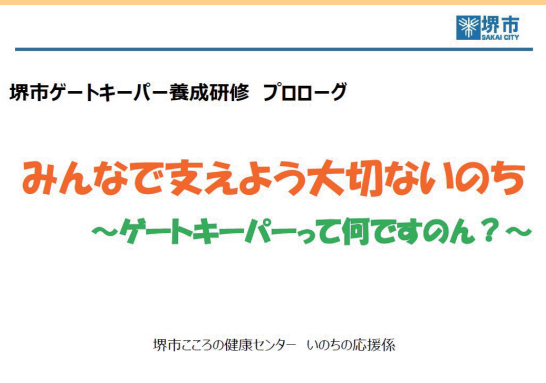
検索



<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/jisatsutaisaku/ichiran/index.html>

ゲートキーパーになろう

堺市ゲートキーパー研修テキスト【概要版】をWEBで公開中。
詳細はこちらからチェック!



<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/jisatsutaisaku/gatekeeper-kenshu.html>





堺市自殺対策推進計画(第3次)【別冊】

作成:堺市 健康福祉局 健康部 精神保健課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL:072-228-7062 FAX:072-228-7943